

官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループの運営について

平成30年7月 日
官民データ活用推進基本計画実行委員会
データ流通・活用ワーキンググループ主査決定案

官民データ活用推進基本計画実行委員会データ流通・活用ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、「官民データ活用推進基本計画実行委員会データ流通・活用ワーキンググループの開催について」（平成30年6月1日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）第7項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. ワーキンググループの行う調査・検討内容については、「官民データ活用推進基本計画実行委員会」に対し報告するものとする。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
3. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。